

## 柏市健康福祉審議会第1回児童健康福祉専門分科会

## 幼稚園型認定こども園及び保育所の設置の認可に係る意見聴取について

令和6年10月21日  
こども部保育運営課

## 1 意見聴取の概要

## (1) 趣旨

本市は、中核市として保育所の認可権限を有し、公募により保育所を選定した上で認可を行ってきた。

また、平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度において、新たに幼保連携型認定こども園の認可が中核市の事務になるとともに、地域型保育事業の認可が市町村の事務となった。

これらの認可を行うに当たり、関係法の改正により次のとおり規定されたことから、柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会の審議に付すもの。

※幼稚園型認定こども園については、認定の要件として分科会意見聴取の定めはないものの、幼保連携型認定こども園の規定を準用し、本分科会の審議に付すもの。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項において、同条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可をしようとするときは、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととされていること。

イ 児童福祉法第35条第6項において、同条第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くこととされていること。

(2) 対象施設

ア 幼稚園型認定こども園

1 園

イ 保育所

2 園

(3) 認可予定年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日（令和 7 年 4 月 1 日開園）

## 2 主な認可基準

### (1) 幼稚園型認定こども園

#### 【柏市認定こども園の認定の要件を定める条例】

項目	主な認可基準												
学級	<p>(1) 満3歳以上の園児については学級を編制</p> <p>(2) 1学級の園児数は35人以下（3歳児は30人以下）</p>												
設備	<p>(1) 園舎及び園庭を備えること</p> <p>※同一敷地内又は隣接位置に設けることが原則</p> <p>※特別の事情がある場合を除き，園舎は原則として2階建て以下</p> <p>(2) 園舎の面積は次の表の左欄に掲げる学級数に応じ，それぞれ同表の右欄に定める面積以上</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 園庭の面積は次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 満2歳以上の園児数<math>\times 3.3</math>㎡以上</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ，それぞれ同表の右欄に定める面積に，満2歳児数<math>\times 3.3</math>㎡により算定した面積を加えた面積以上であること</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 職員室，乳児室又はほふく室，保育室，遊戯室，保健室，調理室，便所，飲料水用設備，手洗用設備及び足洗用設備を設置</p> <p>※保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは，それぞれ兼用可</p> <p>※保育室の設置は遊戯室に優先</p>	学級数	面積（㎡）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	学級数	面積（㎡）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（㎡）												
1学級	180												
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$												
学級数	面積（㎡）												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$												

	<p>※満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う場合は、調理室を備えないことができる</p> <p>(5) 乳児室及びほふく室の面積は 3.3 m<sup>2</sup>/人以上</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の面積は 1.98 m<sup>2</sup>/人以上</p> <p>(7) 保育室等を2階以上に設ける場合は、必要な要件を満たすこと</p> <p>(8) 幼稚園が同一の所在場所において当該幼稚園の設備を用いて幼稚園型認定こども園を設置する場合の特例あり</p>
職員	<p>(1) 園長，保育教諭，調理員，嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師必置</p> <p>※調理業務委託の場合は調理員不要</p> <p>(2) 各学級ごとに、担当する専任の保育教諭等を1人以上配置</p> <p>(3) 配置基準</p> <p>0歳児 3人につき1人以上</p> <p>1,2歳児 6人につき1人以上</p> <p>3歳児 15人につき1人以上</p> <p>4,5歳児 25人につき1人以上</p>
教育週数及び時間	<p>(1) 毎学年 39週以上</p> <p>(2) 1日当たり 4時間</p>
保育時間	原則 8時間（開所 11時間以上）
食事	<p>自園調理原則（満3歳以上の子どもは一定の条件下で外部搬入可）</p> <p>※保育認定（2号・3号）子どもは食事の提供が必要</p>

(2) 保育所【柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例】

項目	主な認可基準
設備	<p>(1) 乳児室又はほふく室，保育室又は遊戯室，屋外遊戯場(付近の代替場所を含む。), 医務室，調理室及び便所を設置</p> <p>※保育室の設置は遊戯室に優先</p> <p>(2) 乳児室及びほふく室の面積は 3.3 m<sup>2</sup>/人以上 (指導基準は 4.95 m<sup>2</sup>/人以上)</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室の面積は 1.98 m<sup>2</sup>/人以上 (指導基準は保育室・遊戯室合わせて 3.0 m<sup>2</sup>/人以上)</p> <p>(4) 屋外遊戯場の面積は 3.3 m<sup>2</sup>/人 (2歳以上児) 以上</p> <p>(5) 保育室等を2階以上に設ける場合は，必要な要件を満たすこと</p>
職員	<p>(1) 保育士，調理員，嘱託医・嘱託歯科医必置</p> <p>※調理業務委託の場合は調理員不要</p> <p>(2) 保育士の数</p> <p>0歳児 3人につき1人以上</p> <p>1,2歳児 6人につき1人以上</p> <p>3歳児 15人につき1人以上</p> <p>4,5歳児 25人につき1人以上</p>
保育時間	原則 8時間 (開所 11時間以上)
食事	自園調理原則 (満3歳以上の子どもは一定の条件下で外部搬入可)

### 3 柏市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策との関係

2号（学校教育利用希望が強い」以外），3号

#### 【北部】

		令和6年度	令和7年度	増加数
量の見込み		3,724	3,924	200
確保方策	特定教育・保育施設	3,623	3,728	105
	特定地域型保育事業	111	111	0
	計	3,734	3,839	105

#### 【中央】

		令和6年度	令和7年度	増加数
量の見込み		3,327	3,367	40
確保方策	特定教育・保育施設	3,185	3,185	0
	特定地域型保育事業	148	148	0
	計	3,333	3,333	0

#### 【南部・東部】

		令和6年度	令和7年度	増加数
量の見込み		2,911	3,030	119
確保方策	特定教育・保育施設	2,610	2,660	50
	特定地域型保育事業	69	69	0
	計	2,679	2,729	50

#### 【市全域】

		令和6年度	令和7年度	増加数
量の見込み		9,962	10,321	359
確保方策	特定教育・保育施設	9,418	9,573	155
	特定地域型保育事業	328	328	0
	計	9,746	9,901	155

※令和6年度の数値は実績ベースとなっている。量の見込みと確保方策の差については，上記の数値には含まれていない，認可施設において必要な面積を確保した上で定員以上を受入れる弾力化や，企業主導型保育施設等の認可外保育施設により充足させることが可能と考える。

#### 4 対象施設及び利用定員（案）

令和7年4月1日開園又は移行予定の施設は，下記のとおり。

番号	地域区分	名称（仮称）	類型	利用定員（人）					予定 認可 定員 （人）
				1号	2号	3号		合計	
						0歳	1・ 2歳		
①	北部	認定こども園 きたかしわ幼稚 園	幼稚園型 認定 こども園	175	45			220	300
②	北部	かしわSMILE Eこころ保育園	保育所		27	6	27	60	80
③	南部・ 東部	柏コスモス保 育園	保育所		26	3	21	50	60

別添

1 各施設の概要（予定）

(1) 幼稚園型認定こども園（移行）

①（仮称）認定こども園きたかしわ幼稚園

ア 建物その他設備の規模及び構造

(ア) 敷地面積	3,414.48 m <sup>2</sup>
(イ) 延床（園舎）面積	1,704.66 m <sup>2</sup>
(ウ) 保育室及び遊戯室面積	744.96 m <sup>2</sup>
(エ) 園庭面積	1,585.24 m <sup>2</sup>
(オ) 構造 鉄骨造 2階建（耐火建築物）	

イ 認可定員

	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	15	15	15	45
1号	75	90	90	255
計	90	105	105	300

ウ 利用定員（令和7年度）

	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	15	15	15	45
1号	58	58	59	175
計	73	73	74	220

エ 必要面積

(ア) 園舎	1,020.00 m <sup>2</sup>
(イ) 保育室及び遊戯室	594.00 m <sup>2</sup>
(ウ) 園庭	990.00 m <sup>2</sup>

オ 職員の配置予定

園長	副園長	主幹 保育教諭	保育 教諭		看護師	栄養士	調理員
1	1	2	常勤 20	非常勤 4	0	1	6

事務員	子育て 支援員	その他	嘱託医	嘱託 歯科医	学校 薬剤師
2	0	5	1	1	1

カ 経営の責任者

名称 学校法人鴻ノ巣学園  
 理事長 染谷明男  
 所在地 柏市十余二287番地61

キ 運営実績

施設種別	名称	所在地
幼稚園	きたかしわ幼稚園	柏市十余二

ク その他

既存のきたかしわ幼稚園が、幼稚園型認定こども園へ移行するもの

(2) 保育所（新設）

②（仮称）かしわ SMILE こころ保育園

ア 建物その他設備の規模及び構造

- (ア) 敷地面積 1,265.47 m<sup>2</sup>
- (イ) 延床（園舎）面積 856.95 m<sup>2</sup>
- (ウ) 乳児室及びびほふく室面積 95.76 m<sup>2</sup>（有効面積）
- (エ) 保育室及び遊戯室面積 295.42 m<sup>2</sup>（有効面積）
- (オ) 園庭面積 385.93 m<sup>2</sup>
- (カ) 構造 木造 2階建（準耐火建築物）

イ 認可定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
6	12	15	15	16	16	80

ウ 利用定員（令和7年度）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
6	12	15	15	6	6	60

エ 必要面積

- (ア) 乳児室及びびほふく室 89.10 m<sup>2</sup>
- (イ) 保育室及び遊戯室 186.00 m<sup>2</sup>
- (ウ) 屋外遊戯場 204.60 m<sup>2</sup>

オ 職員の配置予定

施設長	主任	保育士		看護師	栄養士	調理員	事務員
1	1	常勤 11	非常勤 3	1	1	2	0

嘱託医	嘱託 歯科医
1	1

カ 経営の責任者

名称 社会福祉法人こころ福祉会  
 理事長 吉岡清司  
 所在地 東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
 秋葉原ダイビル9階

キ 運営実績

施設種別	名称	所在地
認可保育所	かしわのはこころ保育園，かしわきゃんぱすこころ，かしわたなかこころ，TXかしわこころ，かしわおおむろこころ，かしわなどがやこころ（その他県外にあり）計13園	柏市若柴，小青田，船戸，大室，名戸ヶ谷 東京都，埼玉県

③（仮称）柏コスモス保育園

ア 建物その他設備の規模及び構造

- (ア) 敷地面積 2,347.56 m<sup>2</sup>  
 (イ) 延床面積 597.01 m<sup>2</sup>  
 (ウ) 乳児室及びほふく室面積 60.96 m<sup>2</sup>（有効面積）  
 (エ) 保育室及び遊戯室面積 150.47 m<sup>2</sup>（有効面積）  
 (オ) 屋外遊戯場面積 589.18 m<sup>2</sup>  
 (カ) 構造 木造 2階建（準耐火建築物）

イ 認可定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
3	9	12	12	12	12	60

ウ 利用定員（令和7年度）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
3	9	12	12	7	7	50

エ 必要面積

- (ア) 乳児室及びほふく室 59.40 m<sup>2</sup>  
(イ) 保育室及び遊戯室 144.00 m<sup>2</sup>  
(ウ) 屋外遊戯場 158.40 m<sup>2</sup>

オ 職員の配置予定

施設長	主任	保育士		看護師	栄養士	調理員	事務員
1	1	常勤 10	非常勤 2	1	3	2	0

嘱託医	嘱託 歯科医
1	1

カ 経営の責任者

名称 社会福祉法人コスモス聖会  
理事長 脇山章太  
所在地 福岡県福岡市中央区白金一丁目2番21号

キ 運営実績

施設種別	名称	所在地
認定こども園	2園	福岡県
認可保育所	15園	福岡県，神奈川県， 東京都，千葉県
小規模保育事業	2園	福岡県